〇総務省告示第三百七十三号

平 成二 統 計 + 法 亚 年 成 総 + 務 省 九 告 年 示 法 第 律 第 百 五 + 十三号) 六 号 第 統 計 七 条 法 第三 第 条 項 に 第 匹 お 項 7 第 て 三 準 号 用 に す る ょ る 同 基 条 第二 幹 統 計 項 کے \mathcal{O} 4 規 定 な す に 基 統 づ 計 に き、 関

す る 件 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改 正 し、 令 和 兀 年 月 日 か 5 施 行 す る。

令和二年十二月九日

総務大臣 武田 良太

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付し た 部 分をこれ 12 対応する 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

の傍線を付した部分のように改める。

備考 小売物価統計 略 略 名 表中の 称 []の記載は注記である。 動向及び地域別の物価を明らかにするこ 及びサービスの料金についてその毎月の 国民の消費生活に必要な商品の小売価格 とを目的とする。 作 成 目 改 的 正 後 総務大臣 作 成 者 方法により作成専ら統計調査の する。 作 成 方 法 小売物価統計 [同 上] 同上 名 称 動向及び地域別、事業所の形態別等の物及びサービスの料金についてその毎月の 国民の消費生活に必要な商品の小売価格 総務大臣 価を明らかにすることを目的とする。 作 成 目 改 的 正 前 作 成 者 方法により作成 する。 作 成 方 法